

差引計算合意が相殺の遡及効制限合意を含むか（消極）——相殺の遡及効と破産開始時現存額主義

【文 献 種 別】 判決／岡山地方裁判所
 【裁判年月日】 平成 30 年 1 月 18 日
 【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 628 号
 【事 件 名】 破産債権査定異議請求事件
 【裁 判 結 果】 棄却
 【参 照 法 令】 民法 506 条、破産法 104 条
 【掲 載 誌】 金法 2088 号 82 頁

LEX/DB 文献番号 25560279

事実の概要

本件は、原告であるX銀行(以下「X」という。)が、株式会社甲(以下「甲」という。)の連帯保証人である破産者A(以下「A」という。)及び破産者B(以下「B」という。)の破産手続において、それぞれ破産債権届出をしたところ、破産管財人から一部否認されたことにつき、破産債権査定異議の訴えを提起した事案である。具体的には、以下のとおりである。

Xは、主債務者である甲に対して、2,000万円を貸し付け、AとBとの間で極度額2億4,000万円とする根保証契約を締結した。Xは、根保証契約締結時に、A、B及び甲の保証人C(以下「C」という。)との間で、銀行取引約定書を引用する形で、甲に破産手続開始の申立てがあった場合、A及びBは期限の利益を喪失し、Xが約定相殺によって差引計算をする場合には、利息、割引料、保証料、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を計算実行の日までとすることに合意した(以下「本件差引計算合意」という。)。

その後、甲が平成28年8月31日に破産手続開始申立てをしたため、A及びBは期限の利益を喪失した(①)。A及びBは、同年9月7日、破産手続開始決定を受け、いずれもYが破産管財人となった(②)。Xは、同年10月25日、Cに対する保証履行請求権とCのXに対する預金債権49万98円とを相殺した(③、以下「本件相殺」という。)。

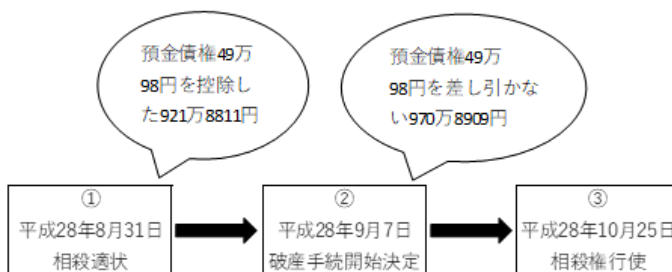
Xは、A及びBの破産手続において、本件相殺により消滅した49万98円を差し引かずに、破産債権として970万8,909円の届出をした。これに対し、Yは、前記49万98円について認めなかったため、Xは、破産債権査定の申立てをしたが、破産裁判所はYと同旨の判断(49万98円を控除した921万8,811円と査定)をした。

そこで、Xが異議の訴えを提起した。

判決の要旨

1 本件差引計算合意の定め

「本件差引計算合意の文言によれば、同合意は、



利息、損害金等の計算についての基準日を定めているだけであって、相殺の遡及効について何ら触れるものではない」。

「本件差引計算合意は、当時、全国銀行協会連合会によって作成されていた銀行取引約定書のひな型（以下「ひな型」という。）に定められていたものとほぼ同じ文言のものである（その後、いわゆる金融制度改革により、ひな型自体は廃止された。）」。

「ひな型に上記…（略）…のような差引計算の定めが設けられたのは、銀行にとって、相殺の意思表示の到達時期が必ずしも明確でなく、また、相殺適状時がいつになるのか判定が難しいことから、これらの日を確認する負担を避けるためであったと解される」。「したがって、差引計算合意の効果は上記の限度で認められれば足り、相殺の遡及効を制限する必要があったとは認められない」。

2 相殺の遡及効について

「相殺の意思表示がされた場合、債権債務は相殺適状時に遡って対当額で消滅する（民法 506 条 2 項）。これは、対立する債権を有する当事者は、互いの債権で清算されると期待するであろうから、このような当事者の意思を尊重する趣旨であると考えられる。相殺の意思表示がされれば、相殺適状時にさかのぼって債権が消滅し、したがって、その後は利息が発生することもなく、履行遅滞も消滅することになる」。

「しかしながら、相殺適状時に遡及して債権が消滅するとはいえ、相殺適状時に当然に債権が消滅しているというのではなく、現実には、相殺の意思表示がされるまで時間が経過しているのであるから、それまでの間、互いの債権について利息、損害金等が発生していること自体は否定できない」。

「したがって、当事者間で、上記…（略）…と異なる清算方法の合意をすることは許されるというべきであるが、このような合意は、相殺の遡及効と矛盾するとはいえないし、相殺の遡及効を制限する合意を当然に含む必要はない」。

「以上によれば、本件差引計算合意は、相殺の意思表示によって消滅する債権について、その利息、損害金等の清算方法の合意をしたものと解され、そこに相殺の遡及効を制限する合意を含むと

は認められない」。

判例の解説

一 問題の所在

破産法は、同一給付について複数の全部義務履行者を設けた場合、全部義務履行者の破産手続において、債権者は、破産手続開始の時にあって有する債権全額をもってそれぞれの破産手続に参加することを認めている（破産法 104 条 1 項、破産開始時現存額主義）。他方で、相殺には遡及効が認められるところ（民法 506 条 2 項）、先に債権者の保証人に対する保証債務履行請求権と保証人の債権者に対する債権が相殺適状になり（以下、当該ふたつの債権を併せて「当該債権債務」という。）、その後連帯保証人（先の保証人と同一の債務を保証）に破産手続が開始され、債権者が当該債権債務を対当額で相殺した場合には、連帯保証人の破産手続における債権者の破産債権の額は、遡及効により、当該対当額を控除した金額となる。

本件は、主債務者が銀行（債権者）との間で差引計算合意をして銀行取引をしていたところ、主債務者に破産手続が開始されたため、その後銀行（債権者）が保証人に対する保証履行請求権と保証人の債権者に対する預金債権を相殺したが、銀行（債権者）は保証人の債権者に対する預金債権の額を控除しない金額で破産債権の届出をしたというものである。

本件差引計算合意の内容は、主債務者について破産手続開始の申立てがあり、銀行が保証債務について約定相殺によって差引計算をする場合には、利息、割引料、保証料、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を計算実行の日までとするというものであった。その内容自体は、相殺の遡及効に直接言及したものではないが、差引計算合意によって、相殺の遡及効が制限され、相殺の効力が相殺をした日に生じると解すれば、債権者は、破産手続開始時において、本件相殺によって消滅した預金債権額を含む債権を有していたことになり、当該預金債権も含めた額をもって、破産手続に参加することができることになる。

そこで本件では、本件差引計算合意に相殺の遡及効を制限する合意が含まれるかという点が問題となったが、本判決は、本件差引計算合意に相殺の遡及効を制限する合意を含むとは認められず、

債権者の破産債権の額は、相殺の遡及効により、当該預金債権の額を控除した金額であるとした。本判決では、破産開始時現存額主義自体への言及はないものの、本件差引計算合意の解釈をするにあたっては、破産開始時現存額主義の趣旨・目的との関係でも検討を要すると解される。

そこで以下では、相殺の遡及効と差引計算合意（以下、二）、破産開始時現存額主義（以下、三）、本判決と同様の事例について扱った裁判例（以下、四）につき、概観したうえで、私見を述べる（以下、五）。

二 相殺の遡及効と差引計算合意

相殺は当事者が援用することによってなされる（民法 506 条 1 項前段）が、その効果は相殺適状時に遡及する（同条 2 項）。これは、相殺適状時に債権債務が対当額で決済されたとの当事者の意思を尊重したものである。

もっとも、同項は任意規定であり、相殺の効力を将来効とする当事者の合意は有効である¹⁾。

この点、各銀行の銀行取引約定書では、銀行が保証債務について約定相殺によって差引計算をする場合には、利息、割引料、保証料、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を銀行による計算実行の日までとするという条項を設けている²⁾。このような約定を設ける理由は、相殺適状時点が不明確になる場合があるため、利息、損害金等の計算を「計算実行の日」とすることで計算上の不都合を回避することにある³⁾ともされているが、以下で検討するとおり、相殺の効力を将来効とする合意も含むと解する余地もある。

三 破産開始時現存額主義

1 破産開始時現存額主義の趣旨・目的

破産開始時現存額主義を定めた破産法 104 条 1 項及び 2 項は、「複数の全部義務者を設けることが責任財産を集積して当該債権の目的である給付の実現をより確実にするという機能を有することにかんがみ、この機能を破産手続において重視し」たものである⁴⁾。すなわち、破産開始時現存額主義の趣旨・目的は、担保力を強化することにある。

2 破産開始時現存額主義と相殺の効力

相殺は、「弁済その他の債務を消滅させる行為」（同 2 項）に含まれるところ、同項によれば、相

殺がなされたとしても、破産債権者の債権全額が消滅しない限りは、破産債権者は債権全額を行使できることになる。

他方、相殺の遡及効を貫徹し、「弁済その他の債務を消滅させる行為」のうち相殺の場合だけ、破産債権全額を行使することができず、破産債権額が減額されることになる。

破産開始時現存額主義の趣旨・目的である担保力の強化という点からすると、相殺がなされたときに、担保力が弱められてしまうというのは、同項の趣旨に悖る帰結となる。破産手続における相殺権行使の趣旨が担保的機能の実現にあることからしても、かかる帰結には疑義が生じよう。

3 破産開始時現存額主義と差引計算合意

差引計算合意について、相殺の遡及効を制限する合意が含まれると解すれば、銀行（債権者）の破産債権の額は、相殺の対象たる預金債権の額を控除しない金額、すなわち、破産債権全額となり、破産開始時現存額主義の趣旨に合致し、上記の帰結を是正することができるのである。

四 神戸地尼崎支判平 28・7・20

この点、神戸地尼崎支判平 28・7・20（以下「尼崎判決」という。）は、本判決と同様の事例につき、逆の判断をした。すなわち、差引計算合意をして銀行取引をしていた主債務者に破産手続が開始された後、銀行（債権者）が保証人に対する保証履行請求権と保証人の債権者に対する預金債権を相殺した場合、債権者の破産債権の額は、破産手続開始時の債権全額（当該預金債権を含む。）であるとした。尼崎判決は、差引計算合意を相殺の遡及効制限合意と捉えたのである⁵⁾。

五 本判決の評価

本判決と尼崎判決とを見るに、裁判例としては、結論が分かれているところである。私見としては、本件差引計算合意には、相殺の遡及効を制限する合意を含むと解するべきであると考えている。以下、詳述する。

1 破産債権者が保証人に対する保証債務履行請求権と保証人の破産債権者に対する債権を相殺することは、保証人の債権を消滅させるものであるところ、これは、保証人が弁済した場合と同視

できる。保証人が破産手続開始決定後に弁済をした場合には、これにより破産債権全額が消滅しない限り、破産債権者は破産手続開始の時における債権全額について、その権利を行使することができる（破産法 104 条 1 項、2 項）にもかかわらず、相殺の場合には、その遡及効により、債権全額についての権利行使ができない。このように相殺の遡及効を貫徹すると、「弁済その他の債務を消滅させる行為」のうち相殺に限って、破産開始時現存額主義に悖る結果となることからすると、差引計算合意は、相殺の遡及効を制限し、かかるアンバランスな結果を是正する合意であると解釈する必要があるだろう。

2 他方、相殺適状は、受動債権に質権が設定されている場合と類似の状態であるところ、破産者の自由財産上の債権に質権が設定されている場合には、不足額責任主義が適用される（破産法 108 条 1 項、2 項）。同項との平仄からすれば、相殺の遡及効を貫くという要請も一定程度あるように思われる。また、相殺の遡及効を制限すると、保証人は、破産債権者が破産手続に参加している場合は、求償権を行使できない（破産法 104 条 3 項、4 項）ので、この点からしても、相殺の遡及効を貫く要請はある。

しかし、不足額責任主義は、破産債権者が破産者以外の第三者の財産の上に担保権を有している場合には適用されないものであるし、保証人が求償権を行使できないのは、保証人が弁済した場合も同様である。

また、相殺の遡及効を制限しても、総債権者の引き当てとなる破産財団が減少したり、届出される破産債権の額が増大するわけでもなく、他の破産債権者に対して不利益は与えないし、他の破産債権者との間で公平を欠くことにもならない。

このように破産法上の各規定とのバランスからしても、相殺の遡及効を貫徹させる要請は低く、差引計算合意の解釈にあたっては、むしろ相殺の遡及効を制限させる趣旨として考えるべきであろう。

3 この点、本判決は、差引計算の定めが設けられた背景を根拠に、差引計算合意の効果を限定して解釈し、相殺の遡及効を制限させるという効果は認める必要がないと判断している。確かに、

平時であれば、相殺の遡及効を制限させるという効果まで認める必要はないであろうが、こと破産手続においては、破産法上認められる他の制度との平仄をとる要請がある。とりわけ、破産手続における担保的機能は重要であるところ、他の破産債権者の不利益にならない限り、担保的機能にかかる規定との平仄を合わせた解釈をすべきである。

また、当事者の合理的意思解釈の点からしても、差引計算合意は、利息等の計算基準を計算実行の日とする合意であるところ、計算実行の日まで元金が存在することを当然の前提としていると考えるのが自然であり、かかる合意をした当事者の意思としても、計算実行の日には債権債務が消滅する、すなわち相殺の遡及効を制限するというものであったと考えられる。

本判決は、相殺適状時に当然に債権が消滅しているというのではなく、現実には、相殺の意思表示がされるまで時間が経過しているとするが、差引計算合意をする当事者が、元金に限って、相殺適状時に消滅すると考えるのは不自然である。

4 したがって、破産法上の規定とのバランスからしても、当事者の合理的意思解釈からしても、本件差引計算合意には、相殺の遡及効制限合意が含まれると解するべきであると考えている。

なお、このように解しても、当事者の意思を尊重するという相殺の遡及効の趣旨に悖る結果ともならないであろう。

●——注

- 1) 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017 年）248 頁。
- 2) 潮見・前掲注 1）。
- 3) 天野佳洋監修『銀行取引約定書の解釈と実務』（経済法令研究会、2014 年）192 頁。
- 4) 最判平 22・3・16 民集 64 巻 2 号 523 頁。
- 5) 判例評釈につき、金法 2056 号 85 頁。

弁護士 前嶋幸子